

社会福祉法人 山口県共同募金会
防府市共同募金委員会地域福祉活動助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、防府市共同募金委員会（以下「本委員会」という。）が共同募金の助成により、民間団体・グループ・機関等（以下「団体」という。）が実施する地域福祉活動に対し、予算の範囲内で経費を補助するもので、防府市の住民自らが参画し、活動する地域福祉活動を支援し、もって防府市の地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(対象事業)

第2条 本委員会は、前条の目的達成のために、次の事業を助成対象とする。

(1) 防府市社会福祉協議会助成

地域福祉の推進を図ることを目的とする防府市社会福祉協議会が行う、次の事業を対象とする。

- ア 老人福祉活動事業
- イ 障害者・児福祉活動事業
- ウ 児童・青少年福祉活動事業
- エ 福祉育成・援助活動事業
- オ ボランティア活動育成事業
- カ 歳末たすけあい配分(助成)事業

(2) 公募枠助成

防府市に拠点を有し、1年以上の活動実績を有する団体が行う、防府市の地域福祉の向上に寄与する次の事業とする。

- ア 高齢者を支援する事業
- イ 障害者・児を支援する事業
- ウ 児童・子育てに関する事業
- エ その他、地域福祉の向上に寄与すると認められる事業

(公募枠助成の対象としない事業)

第3条 本委員会は、公募枠助成について次に該当するものは助成の対象としない。

- (1) 宗教又は政治活動を目的とする事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 経理状況が極めて不良と思われる事業
- (4) 相当額の繰越を有する事業（具体的理由がある場合を除く）
- (5) 他機関からの補助金又は助成により、本委員会の助成が不必要と認める事業
- (6) 個人または団体の利益のため活動する事業
- (7) 活動の実態がない事業
- (8) その他防府市共同募金委員会長が不相当と認めた事業

(助成対象とならない経費)

第4条 助成金は次の各号に定める経費には使用できないものとする。

- (1) 団体の経常的な運営費（人件費、食料費、会議費等）に充てる経費
- (2) 団体の運営に係る事務用備品の購入費
- (3) その他共同募金助成金交付の趣旨に合わない経費
(助成の限度額)

第5条 本委員会は、助成限度額を以下のとおりとする。

- (1) 防府市社会福祉協議会助成

予算の範囲内で本委員会が適当と認める助成額とする。

- (2) 公募枠助成

- ① 市内全域を対象として行う公益性の高い活動事業助成

一事業につき、事業費総額（公の補助額を除く）の4分の3以内とし、1件あたりの助成限度額は20万円とする。ただし、一団体二事業までとする。

- ② 主に地区ごとを対象として行う活動事業助成

一事業につき、事業費総額（公の補助額を除く）の4分の3以内とし、1件あたりの助成限度額は5万円とする。ただし、一団体一事業までとする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする団体は、定められた期間内までに、防府市共同募金委員会地域福祉活動助成事業申請書（様式1）に関係書類を添付して、本委員会会長に提出しなければならない。

(助成の審査・決定)

第7条 申請のあった助成事業については、本委員会が設置する審査委員会において調査・審議の上助成を決定し、すべての申請団体に助成の可否を書面により通知する。なお、審査委員の請求又は本委員会会長が必要と認める場合には、公開審査会（プレゼンテーション）を行い、可否の判定及び助成の決定を行う。

(助成金の交付、事業実施報告及び決算報告)

第8条 助成が決定した団体は、事業実施の前に防府市共同募金委員会地域福祉活動助成事業助成金交付申請書（様式2）を本委員会会長へ提出するものとする。

- 2 助成を受けた団体は、事業完了後、速やかに防府市共同募金委員会地域福祉活動助成事業完了報告書（様式3）に、事業報告、決算書及び関係書類を添付して本委員会会長へ事業の報告をしなければならない。

(助成事業の変更)

第9条 助成が決定した後、やむを得ない理由により事業計画に変更が生じる場合は、事前に防府市共同募金委員会地域福祉活動助成事業計画変更申請書（様式4）に関係書類を添付して、本委員会会長へ提出するものとする。

- 2 本委員会会長は、事業計画変更申請書の提出があった団体に対して、内容を審査し、その可否を書面により通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 本要綱に違反した場合及び次の各号に該当する場合、本委員会会長は助成決定の取消しのほか、助成金の一部または全部を返還させることができる。

- (1) 助成金を申請事業に使用しなかった場合

(2) 申請事業の遂行が困難になった場合

(3) 申請事業を中止した場合

(4) 助成金に剰余金が生じた場合

(助成の明示)

第11条 助成が決定した団体は、防府市民に対し、各種資料等様々な方法を用いて共同募金を財源とする助成金を受けて事業を実施したことを明示するとともに、団体の事業計画・予算及び事業報告・決算等にその旨を明示しなければならない。

(会計帳簿等の整備)

第12条 助成を受けた団体は、助成金の使途及び経理について内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備しなければならない。

(共同募金運動への協力)

第13条 助成を受けた団体は、本委員会が行う共同募金運動に協力しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱の定めのない事項については、本委員会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月29日に改正し、令和5年4月1日から施行する。